店舗における
労働災害防止対策

大津労働基準監督署

休業4日以上の労働災害発生状況

◆平成29年（商業、大津署管内）

合計　108 件（前年比 -3件）

（内訳）	１位	転倒災害	41 件
	２位	腰痛等	19 件
	３位	墜落・転落	14 件

転倒災害では、最長で6ヶ月の休業

転倒災害防止対策

転倒災害を減らしましょう！

仕事中に転倒して4日以上仕事を休む方は、全国で年間27,000人程で、労働災害の種類で最も多くなっています。

特に高齢者の場合は重症化する割合が高く、日常生活での事故による死因の中でも、転倒・転落死は交通事故死を超えています。

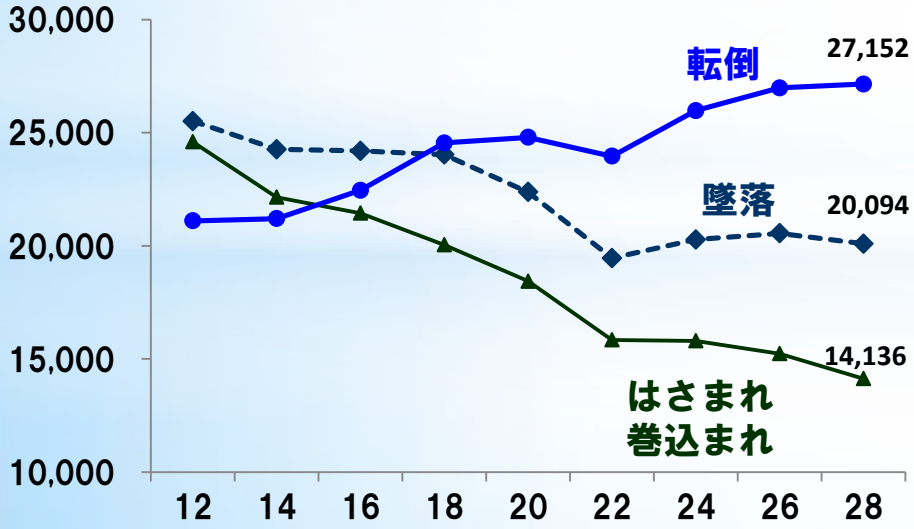

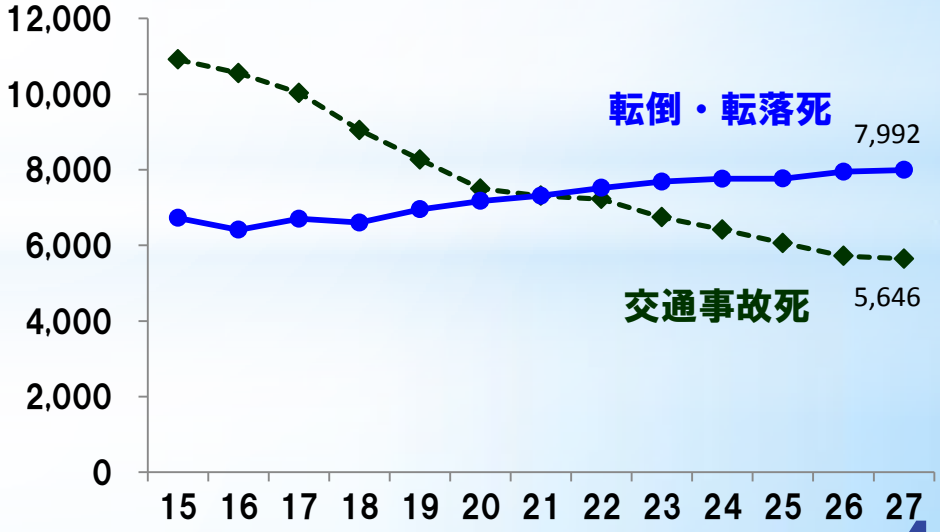

転倒災害の分析

◆ どの様に転倒しているか？

後向きに転倒　36.4％
前向きに転倒　32.5％
横向きに転倒　　9.8％

◆ 何が「原因」で転倒しているか？

「すべり」　　：床面の濡れ、凍結　等
「つまづき」：床面の段差、凹凸　等

転倒災害防止対策

ハード対策

- 段差、隙間の解消　→　スロープ
- 注意喚起表示
- 滑り止めマットの設置
- 耐滑用安全靴、作業靴

ソフト対策

◆ ４Ｓ（整理・整頓・清掃・清潔）の徹底

- 不要なものを作業スペースに置かない
- 通路を確保する。特にバックヤード
- 床面の油、水等を放置せず、拭き取る

転倒災害防止のためのチェックシート

	チェック項目	☑
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	☐
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	☐
5	作業靴は作業現場に合った耐滑性があり、かつ、ちょうど良いサイズのものを選んでいますか	☐
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていますか	☐
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	☐
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐

脚立災害防止対策

～店舗で多発している墜落災害～

脚立災害の状況

休業期間別

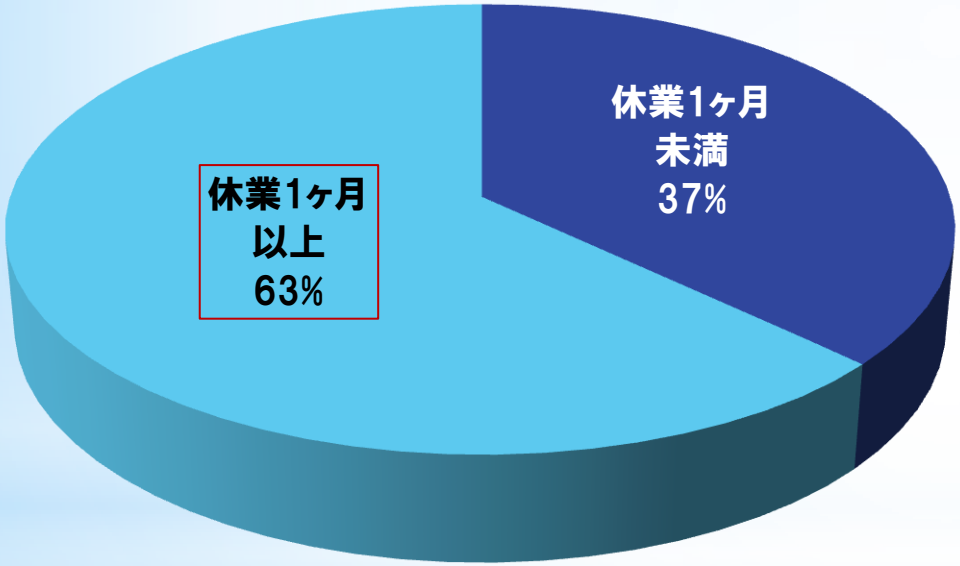

年代別

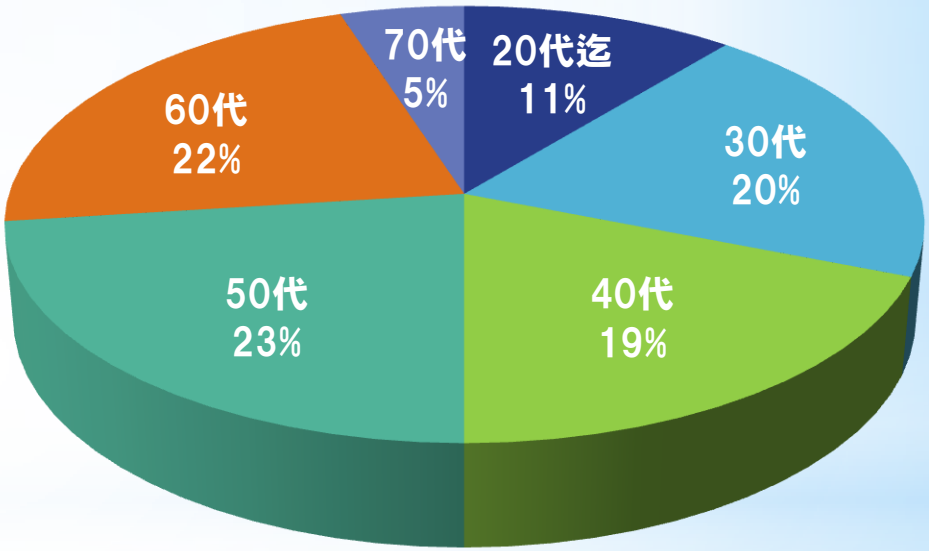

全ての世代で脚立災害が発生している。
脚立災害では、重篤な災害になることが多い。

東京労働局作成「脚立を利用した作業の労働災害を防止しましょう！」

脚立災害の原因

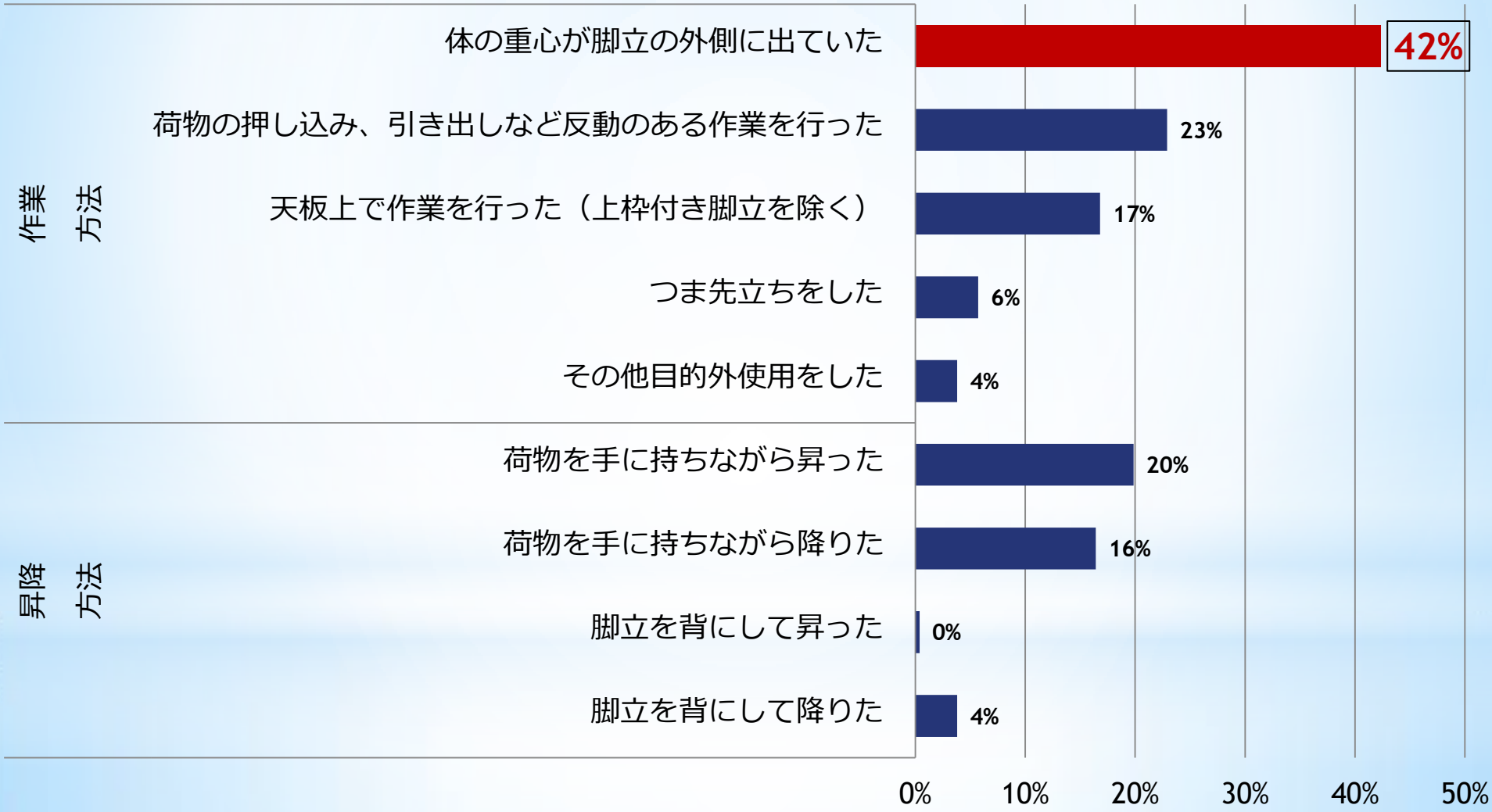

東京労働局作成「脚立を利用した作業の労働災害を防止しましょう！」

重心とバランス

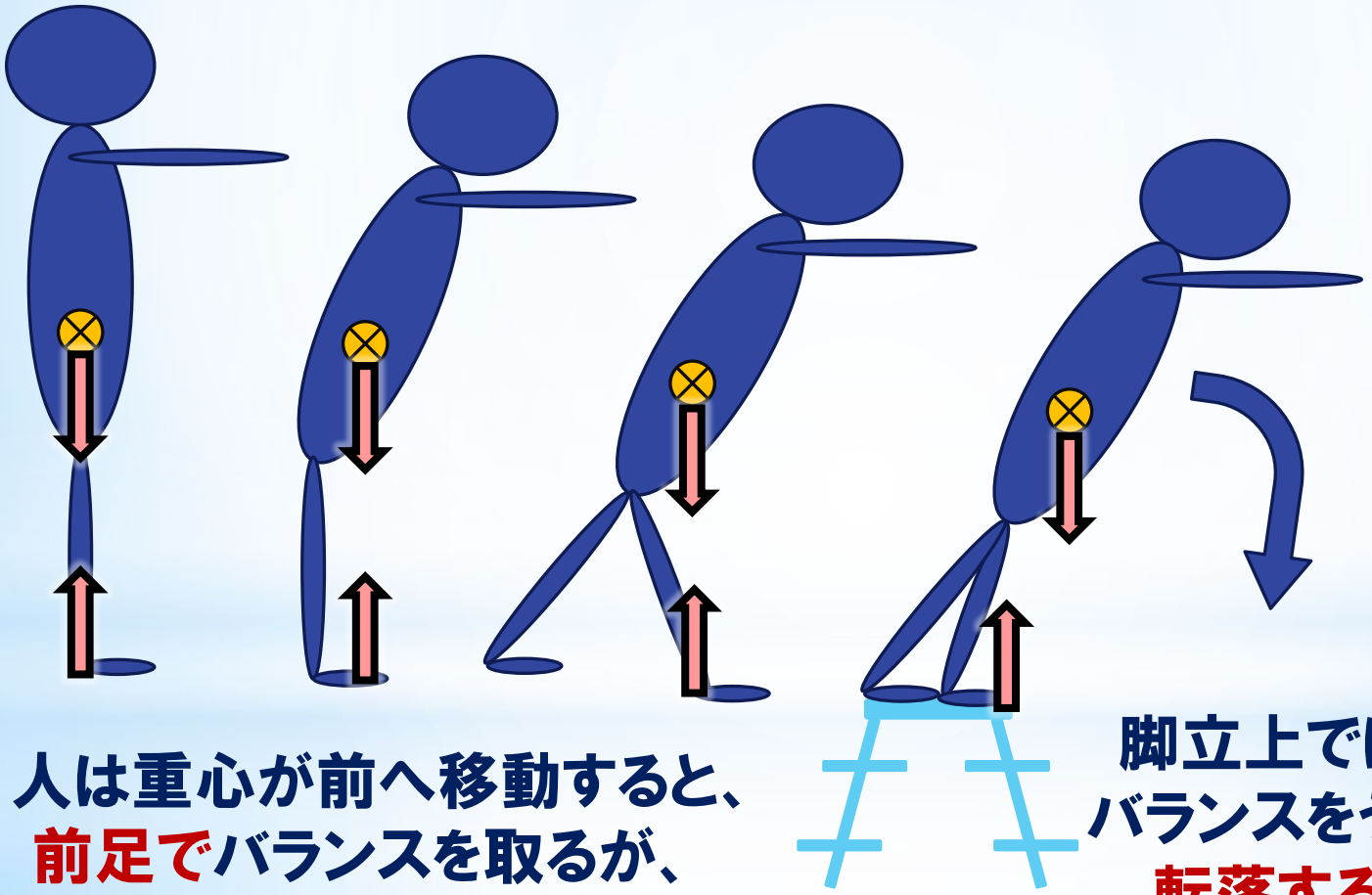

無理して
前方へ手を
伸ばすと

人は重心が前へ移動すると、
前足でバランスを取るが、

脚立上では幅が限られ、
バランスをうまく調整できず
転落する危険がある。

脚立災害防止のためのチェックシート

	チェック項目	☑
1	脚立の脚部は滑り、沈下の無い状態で使用している。	□
2	脚立は傾きのない安定した場所に設置している。	□
3	開き止め金具をかけて使用している。	□
4	脚立はこまめに移動して、体の重心が脚立の外側に出ないようにしている。	□
5	荷物の押し込み、荷物の引き出しなど反動のある作業は行っていない。	□
6	天板上で作業をしていない。つま先立ちをしていない。	□
7	荷物を手に持ちながら昇降していない。	□
8	脚立を背にして昇降していない。	□
9	使用前点検を行って異常がないことを確認している。	□
10	さん（踏み面）に滑り止めが付いている。	□
11	脚立の使用方法について教育を実施している。	□
12	脚立の使用について作業マニュアルを作成している。	□

ヒヤリハット活動

ヒヤリハット活動とは

ヒヤリハットとは危険な事が起こったものの、幸い災害には至らなかった事象を言う。

ハインリッヒの法則では、1件の重大事故のウラに、29 件の軽傷事故、300件のヒヤリハットがあると言われている。

ヒヤリハット活動は、この300件のヒヤリハット事案を集め、事前の対策と危険の認識を深めることで、重大な事故を未然に防ぐ活動である。

ヒヤリハット報告用紙（例）

ヒヤリハット報告書・改善提案書		
所属・氏名		
発生日時		
場所	階段	
どうしていた時	階段での下り歩行	
ヒヤッとした内容	出勤時、更衣室へ行こうと社員通用階段を降りていたところ、スマートフォンを操作していたため階段を踏み外し、転落しそうになった。	
どのような問題（不安全な状態または行動）がありましたか （問題があった項目欄にその時の状態と考えられる対策を記入して下さい）		
作業環境の問題	設備等の問題	作業方法の問題
		スマートフォンを歩きながら操作していたため、足元と前方を十分に見ていなかったこと
今後の対策 （こうして欲しい、こうするべきだ）		
日頃から歩きながら操作をしないようにする。階段など危険な場所ではスマートフォンの使用を禁止する。		
あなた自身の問題（不安全な行動等）		
歩きながら操作することは禁止されていたが、取引先に早く返事をしようと歩きながら操作をしていた。		
心身分析等（該当する項目があれば○を付けて下さい） １．よく見え（聞こえ）なかった　２．気が付かなかった　３．忘れていた　４．知らなかった ５．深く考えなかった　６．大丈夫だと思った　７．慌てていた　８．疲れていた　９．不愉快なことがあった １０．無意識に手が動いた　１１．やりにくかった　１２．身体のバランスを崩した		
改善方法等の記入（安全衛生担当者記入欄）		
(ア)スマートフォン、携帯電話の使用は定められた場所で立ち止まって操作を行うこと。 (イ)注意喚起用の標示物を設置すること(禁止エリア、歩きスマホ禁止のステッカー等)。		

働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動

～ 小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて ～

厚生労働省と中央労働災害防止協会では、小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している労働災害の減少を図るため、**「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」**を展開しています。

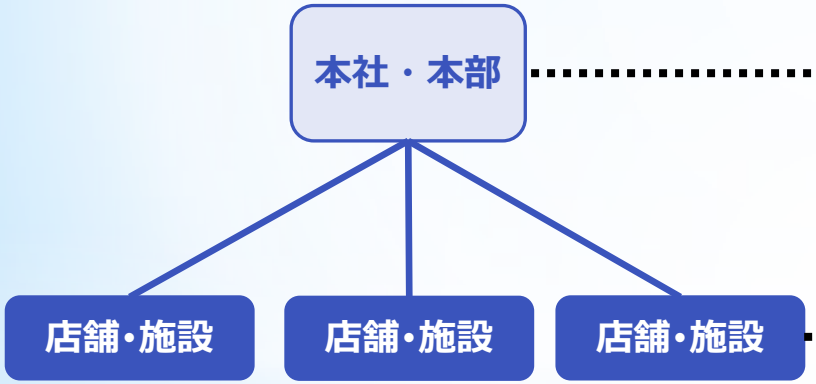

- 全社的な労働災害発生状況の把握・分析
- 安全衛生方針の表明
- 作業マニュアルの作成
- 店舗・施設の安全衛生活動の推進
- 店舗・施設への安全衛生担当者の配置確認　など

- ４Ｓ（整理・整頓・清掃・清潔）活動
- ＫＹ（危険予知）活動
- 危険の「見える化」
- 従業員への安全衛生教育　など

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html

こちらもご覧ください

- 安全・衛生に関する主な制度・施策紹介
  安全・衛生　検索
- 安全衛生関係のパンフレット一覧
  安全　パンフ　検索

職場の安全活動についてのご不明点などは、厚生労働省HPをご覧いただくか、最寄りの労働局、労働基準監督署にお問い合わせ下さい。